

## 平成24年度第1回 箕面市都市景観審議会 議事要旨

### 1. 日 時：

平成24年(2012年)9月26日(水) 午前14時00分から午前15時30分

### 2. 場 所：

箕面市役所本館3階委員会室

### 3. 出席者：

#### 1) 箕面市都市景観審議会委員(6名)

委員(会長職務代理者) 加我 宏之氏

委員 石川 照二氏 委員 大西 到子氏

委員 福田 知弘氏 委員 照屋 千賀氏

委員 藤本 啓氏

#### 2) 臨時委員 藤崎 浩治氏(案件2のみ)

#### 3) その他

市関係者(6名)

事務局(4名)

傍聴者(2名)

### 4. 審議等の内容：

事務局より委員の過半数の出席(委員9名中6名の出席)を確認し、会議が成立していることを報告した。

#### 【案件1】都市景観基本計画及び景観計画等の変更について(諮問)

市より、止々呂美地区における都市景観基本計画及び景観計画等の変更について説明を行った後、審議を行った。

#### ＜【案件1】の審議内容＞

委員：自動販売機の設置について、色彩や大きさ等具体的にルール化するのか。

市：自動販売機の設置については、道路から後退した位置とし、周辺から特出しないよう配慮する。広告面を極力控え、色は低彩度のものとするというような基準を設ける。

委員：市民説明会の参加人数が少ないが、どのような周知を行ったか。また、地元自治会や会長に周知したのか。

市：周知方法としては、市ホームページ、広報誌で行った。また、止々呂美自治会に対しては、自治会長を通じて全戸FAXという形で周知していただいた。説明会の参加者は少数であるが、それまで地元まちづくり協議会と止々呂美景観保全策の素案の作成にあたって何度も調整を行い、検討してきているので、地元住民のかたには、今回のルールについてご理解いただいている。説明会の中では、過度な規制となるようなルールは控えてほしいという意見がある一方、野立て看板等を規制し今後の田園景観を守っていくためには一定のルールは必要であるというご意見をいただいていることから、今回の制度改正に至った。

会長：大きな都市基盤施設として新名神の整備インターができ、将来、止々呂美地区に交流人口が増加することが予想される中で、後追いのになる前に、先手を打って景観ルールを策定するということである。ルールについては、地域の地域住民の方々にきっちりと理解をしていただいて、地域の中でこのルールを育んでいただくということが一番重要であるが、地元協議会と議論を重ね、ルール策定を行ったということである。本案件については、諮問原案のとおり妥当として答申することによいか。

(異議なし)

会長：それでは諮問案件のとおり妥当として答申する。

## **【案件2】山なみ景観保全地区における建設行為等について（諮問）**

市より、山なみ景観保全地区内（箕面2丁目）における墓地計画について説明を行った後、審議を行った。なお、本案件について、臨時委員として、箕面市都市景観アドバイザーの藤崎浩治氏に出席を求めた。

### **<【案件2】の審議内容>**

委員：ハイカーの近道となるようなけもの道が墓地内にできる計画はあるのか。

市：地形上、高低差があるため、人が歩いて上から下に降りるのは不可能である。

会長：明治期、大正期に、公園、緑地の一つとして公園墓地計画があった。そのなかでは、参拝者のかた以外の方々のレクリエーション利用という位置づけもあり計画されていた。今回の計画では、敷地の高低差が大きく、また、高齢者のか

た、身障者のかたを含めたバリアフリーを考えると上から下への通行は難しいということである。

委員：2年半ぐらいかけて、ここまでの計画となったのは、市をはじめ、事業者や設計者のかたのご協力があってこそである。一つの事例として、広島宮島の鳥居からの景観がある。鳥居から望む中国山地の手前に景観を阻害する多くの構造物ができ、今になって問題となっている。そういう事態になる前にしっかり景観整備をやっておけば、そういう話が遡上に上ることもないため、計画設計の段階でルールを決めておくことは非常に重要である。一つだけ確認をするが、北東側から出入りする場合と南側から出入りする場合は、交通安全の面で違いがあるのか。

市：南側から出入りする当初の計画では、U字カーブの曲がりきったところに位置することになるので、安全対策上、問題があった。また、道路側の直近に大きな擁壁を設置することになり、景観上においても問題があった。最終的には、警察協議も踏まえて、安全面、景観面から今回の北東側からの進入口に決定した。

会長：北東側から直接墓地に入るのか。

市：北東側の尾根部に、短いトンネルを設けて、車等も含めた墓苑への進入口となる。

委員：進入口に信号を設置するのか。

市：一つの土地利用のための進入口であるので、交通量も少ないことから、信号の設置までは考えていない。

市：墓地条例の中で、墓参等により交通の混雑が生じる恐れがある場合は適切な対応をとるようという管理の基準がある。たとえば、お彼岸やお盆等の混雑時には適切に対応していただくことになっている。

委員：付帯条件としている「見えない」というのは、どこから見えないのか。

市：遠景の眺望点として、市立病院を選定し、そこからも見えない。また、近景である墓地を取り巻く道路からも見えない、どこからも見えないようにということで指導し、今回の計画に至った。

会長：両サイド尾根がでてきており奥まった所には位置するが、市立病院のほか特に考慮しておく眺望点はあったのか。

臨時

委員：南側道路からの眺望が一番見えやすいので、見え方の確認をした。それ以外のところからの眺望は見えにくい位置となっている。

委員：市立病院と南側道路からの眺望は、事業者の方でも重要なポイントとしてご理解いただいているのか。

市：事業者にはご理解いただいている。既存の樹木が豊富に茂っていて墓地を覆い遮蔽しているので既存樹木についても適切に保全する計画になっている。

会長：「構造物等が見えない計画を遵守し履行すること」においては、「構造物等が主要眺望点や道路から見えない」ということを加えた方が良い。

市：事業者の方には、景観計画に定める眺望点から見えないことはもちろん、敷地外の道路を歩いている人の目線からも見えないということを指導しており、認識してもらっている。どこから「見えない」のかということ具体的にわかるように示しておく。

会長：景観を考える場合には、その建物が周辺にどう馴染み、どう見えるのかという点において、どこからの視点位置であるかを具体的に示すことが大切である。それでは、本案件について妥当ということに加えて、都市景観条例の許可の際の付帯条件4項目、すなわち、

- ・ 主要な視点の位置、道路、敷地外というようなことを追記した上で、構造物が見えない計画を遵守し履行すること
- ・ 構造物等が見える場合は、施工を中断し、適切な措置を取り「見えない」ような対策をとること
- ・ 施工後も構造物等が「見えない」よう緑地等を適切に維持管理すること
- ・ その他、工事期間中も作業・工作物等が見えないよう配慮すること

についても非常に重要であるので、この条件が遵守されることを前提に諮問原案のとおり妥当として答申いたしてよいか。

(異議なし)

会長：それでは諮問案件のとおり妥当として答申することといたします。

以上